

## 真岡市介護支援専門員処遇改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に所在する居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に勤務する介護支援専門員の離職防止と入職促進を図るため、居宅介護支援事業所等を運営する者に対し、真岡市介護支援専門員処遇改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅介護支援事業所 本市に所在する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所をいう。
- (2) 介護予防支援事業所 本市に所在する法第58条第1項に規定する介護予防支援事業を行う事業所をいう。
- (3) 介護支援専門員 法第7条5項に規定する者をいう。
- (4) 保健師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する者をいう。
- (5) 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (6) 認知症地域支援推進員 認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神

保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士その他認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると市が認めた者をいう。

- (7) 介護支援専門員等 居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員、介護予防支援事業所に勤務する介護支援専門員並びに地域包括支援センターにおける介護支援専門員、保健師、社会福祉士及び認知症地域支援推進員をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所を運営し、介護支援専門員等を雇用する事業者（以下「補助事業者」という。）であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次項に規定する補助金の交付の対象となる介護支援専門員等について、第4条各号に定める区分に応じ、毎月支給する賃金（第5条の交付申請を行う日の属する年度内に支給するものに限る。）について、当該各号に定める額以上の改善を実施したこと。ただし、賃金の改善について、毎月支給する賃金に反映できなかった特別の事由がある場合においては、複数月の賃金改善分をまとめて支給したこと。
- (2) 前号に規定する賃金改善の実施に先立ち、従来の賃金水準を低下させていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。

2 補助金の交付の対象となる介護支援専門員等は、補助事業者の運営

する居宅介護支援事業所等に勤務し、本市に「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の届出が出されている者であって、居宅介護支援又は介護予防支援に係る業務に従事した時間（管理者の業務を兼務している場合は、管理者としての勤務時間を含める。以下「居宅介護支援等業務時間」という。）が月64時間以上であるものとする。ただし、派遣労働者及び真岡市一般職の給与に関する条例（昭和29年6月8日条例第25号）により給料の支給を受けている者は、交付の対象としない。

3 前項に規定する勤務実績の判断に当たっては、次の各号の基準によるものとする。

(1) 賃金は支給しているものの勤務実績がない時間（病気休暇、育児休暇等）は、勤務時間を含めることができない。

(2) 前号の規定にかかわらず、有給休暇や法人で定める法定外休暇（夏季休暇、慶弔休暇、リフレッシュ休暇等）については、賃金等が支給される場合は、当該休暇日を勤務した日とみなす。

(3) 居宅介護支援事業所等以外の介護サービス事業所に勤務した時間は、勤務時間を含めることができない。

(4) 時間外労働や休日労働は、勤務時間を含めることができない。

(5) 第1号、第3号及び前号の規定にかかわらず、これらの規定において勤務時間を含めることができないとされているものについて、勤務時間を含めることが適切であると市長が判断した場合は、勤務時間を含めることができる。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる介護支援専門員等の区分に応

じて当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 居宅介護支援等業務時間が月128時間以上である介護支援専門員等 第3条第1項第1号に規定する賃金改善を行った者1人につき、賃金改善を行った月ごとに9,000円

(2) 居宅介護支援等業務時間が月64時間以上128時間未満である介護支援専門員等 第3条第1項第1号に規定する賃金改善を行った者1人につき、賃金改善を行った月ごとに4,500円

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長が別に定める期間内に、真岡市介護支援専門員等処遇改善事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 支給実績一覧表（第2号様式）

(2) 介護支援専門員等の勤務時間の実績が確認できる書類の写し

(3) 介護支援専門員等について賃金改善を実施したことが確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を速やかに審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定し、真岡市介護支援専門員等処遇改善事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定は、規則第11条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに真岡市介護支援専門員等処遇改善事業補助金交付請求書（様式第4号）により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、遅滞なく、補助金を交付決定者に交付するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、交付決定者が規則第13条各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期限)

1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

真岡市長 様

法人所在地

法人名

代表者(役職・氏名)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

真岡市介護支援専門員等処遇改善事業補助金交付申請書兼実績報告書

真岡市介護支援専門員等処遇改善事業補助金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり申請し、併せて事業の完了を報告します。

記

1. 事業所名・事業所所在地

|        |  |
|--------|--|
| 事業所名   |  |
| 事業所所在地 |  |

2. 補助基準額

|                   |       |     |       |     |       |   |
|-------------------|-------|-----|-------|-----|-------|---|
| 月128時間以上の人数       | 9,000 | 円 × | _____ | 人 = | _____ | 円 |
| 月64時間以上128時間未満の人数 | 4,500 | 円 × | _____ | 人 = | _____ | 円 |
| 計                 |       |     |       |     | _____ | 円 |

3. 交付申請額

\_\_\_\_\_ 円

4. 添付書類

- (1) 支給対象者一覧表(様式第2号)
- (2) 介護支援専門員等の勤務時間の実績が確認できる書類の写し  
(勤務時間実績表、タイムカード等)
- (3) 処遇改善について介護支援専門員等に支給した実績が確認できる書類の写し  
(給与明細等)

支給実績一覧表

事業所名 \_\_\_\_\_

1. 補助基準額

| 処遇改善実施月           | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 計 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 月128時間以上の人数       |     |     |     |     |     |     |   |
| 月64時間以上128時間未満の人数 |     |     |     |     |     |     |   |

補助基準額

2. 支給実績

| 職員氏名 | 勤務時間<br>種別 | 処遇改善の実施額(円) |     |     |     |     |     | 小計 |
|------|------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|      |            | 年 月         | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 |    |
| 1    |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 2    |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 3    |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 4    |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 5    |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 6    |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 7    |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 8    |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 9    |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 10   |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 11   |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 12   |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 13   |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 14   |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 15   |            |             |     |     |     |     |     |    |
| 計    |            |             |     |     |     |     |     |    |

3. 補助金の交付申請額

\_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第6条関係）

真岡市指令真 第 号  
年 月 日

様

真岡市長



真岡市介護支援専門員等処遇改善事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった真岡市介護支援専門員等処遇改善事業補助金については、  
交付すること  
不交付とすること  
に決定したので、真岡市介護支援専門員等処遇改善事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金の名称 真岡市介護支援専門員等処遇改善事業補助金

2 交付決定額 円

（不交付の理由）

真岡市長 様

法人所在地

法人名

代表者(役職・氏名)

印

(オンライン申請の場合入力)

発行責任者(役職・氏名)

担当者(役職・氏名)

連絡先

真岡市介護支援専門員等処遇改善事業補助金交付請求書

年 月 日真岡市指令真 第 号により交付決定のありました真岡市介護支援専門員等  
処遇改善事業補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

1. 交付請求額

円

2. 振込先

|       |  |      |  |
|-------|--|------|--|
| 金融機関名 |  | 支店名  |  |
| 預金種目  |  | 口座番号 |  |
| フリガナ  |  |      |  |
| 口座名義人 |  |      |  |